

職員の懲戒処分について

本日 7 日（水曜日）午後 5 時、豊島区役所本庁舎 4 階第一委員会室（東池袋 1-18-1）において、業務上横領容疑により本区の元職員が逮捕されたことを受け、経緯の説明及び謝罪の会見を開催した。

なお、本件は、昨年 10 月から本人が行方不明であり、また捜査中であったことから、捜査機関により身柄が確保されるまで、容疑内容・処分等を一切公表しない措置を取っていた。

1 職員の処分内容

(1) 被処分者職

区民部国民健康保険課国保収納整理係主任主事

(2) 処分の内容

懲戒免職

(3) 処分の日

平成 20 年 12 月 11 日

(4) 処分の理由

平成 20 年 10 月 1 日に発覚した国民健康保険料の不正な処理に関与している疑いがあり、事情聴取を行ったところ、関与を一部認めた。引き続き事情聴取を行う予定であったが、同年 10 月 15 日から無断欠勤が続いた。同年 11 月 13 日、欠勤 20 日間以上となったため、「豊島区職員の懲戒処分に関する指針」の「正当な理由なく 20 日以上の間、勤務を欠いた職員は免職とする。」との規定により、懲戒免職とした（本人が行方不明のため、処分の発令行為が行えず、処分の効力が発生したのは、東京簡易裁判所における公示送達の手続きを経て同年 12 月 11 日となつた。）。

2 刑事告訴等について

本区は、平成 21 年 10 月 23 日に被害届を池袋警察署長に提出し、同年 11 月 11 日に国民健康保険料を横領した容疑で刑事告訴。本日、平成 21 年 1 月 7 日に逮捕に至った。

3 被害額（告訴内容）

330 万 4829 円（46 件） うち実被害金 134 万 1587 円（12 件）

4 区長のコメント

本日、業務上横領で刑事告訴しておりました本区の元職員が逮捕されました。

国民健康保険料という区民の皆さまからお預かりしている大切な公金を職員が着服するという、絶対にあってはならない犯罪行為であります。

このような職員の行為を未然に防止できなかった責任を重く受け止め、区民の皆さま並びに関係各位に心よりお詫びを申し上げます。

また、本件につきましては、本人が行方不明となったため、捜査当局により身柄が確保されるまで、一切公表を控えてまいりました。速やかな公表ができず、多くの方々に不安やご迷惑をおかけしたこと、重ねてお詫びいたします。

当該職員に対しては、既に懲戒免職の処分をいたしましたが、このような事件は何としても根絶しなければなりません。そのため、徹底した再発防止策を講じて、区民の皆さまの信頼を回復するよう努力してまいります。

問合せ先 : 区民部国民健康保険課長

元国民健康保険課職員の保険料横領事件について記者会見次第

平成 21 年 1 月 7 日 (水)
午後 時～
第一委員会室

1. 経過説明

2. 質疑応答

(出席者)

- 豊島区長 高野 之夫
- 総務部長 小野 温代
- 区民部長 渡邊 文雄
- 国民健康保険課長 城山 佳胤

(配付資料)

- 区長コメント
- 元国保課職員の保険料横領事件について

区長コメント

本日、業務上横領で刑事告訴しておりました本区の元職員が逮捕されました。

国民健康保険料という区民の皆さまからお預かりしている大切な公金を職員が着服するという、絶対にあってはならない犯罪行為であります。

このような職員の行為を未然に防止できなかった責任を重く受け止め、区民の皆さま並びに関係各位に心よりお詫びを申し上げます。

また、本件につきましては、本人が行方不明となつたため、捜査当局により身柄が確保されるまで、一切公表を控えてまいりました。速やかな公表ができず、多くの方々に不安やご迷惑をおかけしたことに、重ねてお詫びいたします。

当該職員に対しては、既に懲戒免職の処分をいたしましたが、このような事件は何としても根絶しなければなりません。そのため、徹底した再発防止策を講じて、区民の皆さまの信頼を回復するよう努力してまいります。

平成21年1月7日

豊島区長 高野 之夫

元国民健康保険課職員の保険料横領事件について

平成 21 年 1 月 7 日

豊島区

1. 当該職員

元区民部国民健康保険課国保収納整理係主任主事

2. 経過

平成 20 年 10 月 1 日（水） 国保料を支払いに来庁した被保険者が 9 月 2 日支払い済み 3 万円の入金確認を求めるも国保電算システム上未納であることが発覚。

10 月 2 日（木） 国保電算システムにみずほ銀行経由で収納済を確認したが 9 月 22 日（20 日遅れ）の入金処理であることが判明。

10 月 7 日（火） 国保課での調査の結果、夕刻に本人が不適正処理を認めた。

10 月 8 日（水） 国保課にて事情聴取。本人は処理が遅れた旨主張。

10 月 10 日（金） 人事課にて事情聴取。本人は処理が遅れた旨主張。

10 月 14 日（火） 病院に行く旨連絡あり欠勤。

10 月 15 日（水） 音信不通となり無断欠勤はじまる。

10 月 16 日（木） 「国保料不適正処理」について調査を開始。

10 月 17 日（金） 不適正（処理の遅れ）ではなく 10 万円の領得が判明。

10 月 23 日（木） 被害届を池袋警察署長に提出。12 件の聴き取り調査開始。

10 月 24 日（金） 国民健康保険料不正処理事件調査委員会設置。

11 月 11 日（火） 告訴状を池袋警察署長に提出。

11 月 13 日（木） 懲戒処分決定。

11 月 18 日（火） 横領による被害金 134 万 1587 円を管理職が補填。

12 月 11 日（木） 懲戒免職発効。

（警察による捜査が進められ本日にいたる。）

3. 被害額（告訴内容）

330 万 4829 円（46 件）

うち実被害金 134 万 1587 円（12 件）

4. 処分理由

平成 20 年 10 月 1 日に発覚した国民健康保険料の不正な処理に関与している疑いがあり、事情聴取を行ったところ、関与を一部認めた。引き続き事情聴取を行う予定であったが、同年 10 月 15 日から無断欠勤が続いた。同年 11 月 13 日、欠勤 20 日間以上となったため、「豊島区職員の懲戒処分に関する指針」の「正当な理由なく 20 日以上の間、勤務を欠いた職員は免職とする。」との規定により、懲戒免職とした（本人が行方不明のため、処分の発令行為が行えず、処分の効力が発生したのは、東京簡易裁判所における公示送達の手続きを経て同年 12 月 11 日となった。）。

5. 問合せ先

豊島区区民部国民健康保険課長